

蒲郡市水道事業に係る収納等総合業務に係る公募型プロポーザル実施要領

蒲郡市水道事業に係る収納等総合業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 業務の目的

蒲郡市水道事業は、昭和12年の創設以来、給水区域を拡大させつつ、市民に安全な水を届けることで、公衆衛生の向上に寄与してきました。しかし、節水意識の向上や給水器具の改良、人口減少などにより、給水収益の減少が予想されています。

そこで、さらなる業務改善、効率化及びお客様サービスや収納率、個人情報安全性などを向上させることにより、健全な水道事業経営の継続を図ることを目的としています。

第2 業務の概要

1 業務名

蒲郡市水道事業に係る収納等総合業務

2 業務内容

- (1) 水道料金等収納窓口業務
- (2) 給排水窓口業務
- (3) その他、仕様書等に記載の業務

3 業務期間

令和5年1月1日から令和9年12月31日まで

4 契約上限金額

金850,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

第3 担当部局

〒443-8601 愛知県蒲郡市旭町17番1号

蒲郡市上下水道部水道課経営給水担当

電話 0533-66-1206

ファックス 0533-66-1182

電子メール suido@city.gamagori.lg.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- 1 蒲郡市入札参加資格者名簿において、「業務(大分類)：役務の提供等、営業種目(中分類)：建物等各種施設管理」及び「業務(大分類)：役務の提供等、営業種目(中分類)：コンピュータサービス」の入札参加資格について登録されていること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当し

ない者であること。

- 3 公募の日から契約締結日までのいずれの日においても、本市契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- 5 平成30年度以降に、日本国内の給水人口8万人以上の水道事業体が発注する同種・同類業務を元請けとして、履行した実績を有する者であること。
- 6 「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年4月1日付け蒲郡市長・蒲郡警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- 7 J Vで参加する場合は、次の条件を全て満たすこと。
 - ア J Vの構成員は、上記2～6までの条件を満たすものであること。
 - イ J Vの構成員は、委託業務について当該J Vが負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
 - ウ J Vの構成員は、単独及び他のJ Vの構成員としてこのプロポーザルに参加していないこと。
 - エ 契約締結までにJ Vとして蒲郡市入札参加者名簿の「業務(大分類)：役務の提供等、営業種目(中分類)：建物等各種施設管理」及び「業務(大分類)：役務の提供等、営業種目(中分類)：コンピュータサービス」の入札参加資格について登録されていること。

第5 参加表明手続

1 参加表明書等の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1、1部）
- イ 会社のパンフレット（6部）
- ウ 受託実績一覧表（令和3年4月1日現在、任意様式、6部）
（第4 資格要件の5に該当することが分かるものを含む。）
- エ 委託業務共同企業体協定書（J Vで参加を希望する場合、1部）

(2) 提出期限

令和3年12月17日（金）午後5時必着

(3) 提出場所

第3 担当部局と同じ。

(4) 提出方法

郵送又は持参とする。ただし、郵送（書留郵便を除く。）で提出した場合は、必ず電話による到達確認をしてください。また、郵送中の事故等による到着の遅れについて、市では責任を負いません。

(5) 提出書類作成時の留意事項

提出書類の記載内容に不備がある場合は受理できません。

2 参加表明に関する質問

参加表明書の提出にあたり質問がある場合は、次に定めるところにより質問すること。

(1) 質問の受付場所

第3 担当部局と同じ。

(2) 質問の受付期限

令和3年12月10日（金）午後5時必着

(3) 質問方法

プロポーザル質問書（様式2）をファックス、電子メール、郵送又は持参により提出すること。電話及び口頭による質問には対応しません。また、ファックス、電子メール又は郵送（書留郵便を除く。）で提出した場合は、必ず電話による到達確認をしてください。なお、質問内容について、担当部局より質問者に対して問合せをする場合があります。

(4) 回答の確認方法

質問者に対してはファックス又は電子メールにて回答する。併せて令和3年12月14日（火）までに、蒲郡市公式ホームページ上にすべての質問及び回答内容を掲載するので、質問の有無に関わらず確認をすること。

<http://www.city.gamagori.lg.jp/>

3 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び提案書等の提出の要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和3年12月24日（金）に次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて、参加資格要件を有する者に、提案書及び資料（以下「提案書等」という。）の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び提案書等の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（任意様式）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和4年1月14日（金）午後5時まで

イ 提出場所

第3 担当部局と同じ。

ウ 提出方法

ファックス、電子メール、郵送又は持参によること。ただし、ファックス、電子メール又は郵送（書留郵便を除く。）で提出した場合は、必ず電話による到達確認をしてください。

- (3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和4年1月21日（金）までに説明を求めた者に対し理由説明書を送付する。

第6 提案書等の作成要領

提案書等の提出を要請された者（以下「提案者」という。）は、次に定めるところにより提案書等を作成し、提出するものとする。なお、提案書等の提出を要請された後、プロポーザルを辞退する事業者は、辞退届（任意様式）を第3 担当部局へ提出してください。

1 提案書等の書式及び作成上の注意事項

「蒲郡市水道事業に係る収納等総合業務委託業務提案書等の作成要領」に記載のとおり

2 提出方法等

(1) 提出期限

令和4年1月31日（月）午後5時必着

(2) 提出場所

第3 担当部局と同じ。

(3) 提出方法

郵送又は持参とする。ただし、郵送（書留郵便を除く。）で提出した場合は、必ず電話による到達確認をしてください。また、郵送中の事故等による到着の遅れについて、市では責任を負いません。

(4) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

3 提案書等の著作権等の取扱い

(1) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。

(2) 提出された書類は、返還しない。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。ただし、プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(4) 提出された提案書等は公文書となるため、公文書公開請求があったときは、蒲郡市情報公開条例（平成10年蒲郡市条例第1号）の規定に基づき、提案書等を公開することがあるものとする。

4 提案書等の作成に関する質問

提案書等の作成にあたり質問がある場合は、次に定めるところにより質問する

こと。

(1) 質問の受付場所

第3 担当部局と同じ。

(2) 質問の受付期限

令和4年1月21日（金）まで

(3) 質問方法

プロポーザル質問書（様式2）をファックス、電子メール、郵送又は持参により提出すること。電話及び口頭による質問には対応しません。また、ファックス、電子メール又は郵送（書留郵便を除く。）で提出した場合は、必ず電話による到達確認をしてください。なお、質問内容について、担当部局より質問者に対して問合せをする場合があります。

(4) 回答の確認方法

質問者に対してはファックス又は電子メールにて回答する。併せて令和4年1月25日（火）までに、蒲郡市公式ホームページ上にすべての質問及び回答内容を掲載するので、質問の有無に関わらず確認をすること。

第7 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法及び書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4 契約上限金額を超える提案をした場合
- 5 選定委員に対し、当該選定に係る接触の事実が認められた場合
- 6 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第8 提案書の審査及び評価

1 選定委員会の設置

提案書の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、蒲郡市水道事業に係る収納等総合業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 プレゼンテーション等の実施

選定委員会において、提案内容をより理解するため、提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。

イ 提案追加資料の配付は禁止するが、提出された提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。なお、プレゼンテーションで

使用する機器のうち、スクリーン及びプロジェクタは担当部局で準備するが、その他の機器については、参加事業者において用意するものとする。

ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて4名までとする。

(2) 実施日及び場所

令和4年2月15日（火） 蒲郡市役所 本館2階 202会議室

※時間等詳細については、別途通知する。

(3) 留意事項

ア プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行います。

イ 指定した日時以外のプレゼンテーションは認めません。欠席の場合は参加辞退とみなし、提案書の審査、評価及び特定から除外する。ただし、公共交通機関の事故や新型コロナウイルス感染症に伴う移動制限等やむを得ない理由で出席できない場合は速やかに担当部局に連絡してください。

ウ プレゼンテーションは、提出した業務提案書に沿って実施することとする。

エ 新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言が発令されているなど、社会の状況によっては、プレゼンテーション及びヒアリングの日時や場所、方法などを変更する場合があります。

3 審査項目及び評価基準

提案書及びプレゼンテーション等により、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

4 受託候補者の特定方法

各委員の採点に基づき各提案者に順位を付け、第1順位の最も多い提案者を受託候補者として特定する。ただし、第1順位の最も多い提案者が2者以上いるときは、選定委員会において、各委員の採点結果を踏まえた上で、合議により受託候補事業者を選定するものとする。

なお、提案者の全員が満点の6割以上の点数を得られなかったときは、受託候補者を特定しない。

5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに提案者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者名

イ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

ウ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（任意様式）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和4年3月4日（金）まで

イ 提出場所

第3 担当部局と同じ。

ウ 提出方法

ファックス、電子メール、郵送又は持参によること。電話及び口頭による質問には対応しません。なお、ファックス、電子メール又は郵送（書留郵便を除く。）で提出した場合は、必ず電話による到達確認をしてください。

- (3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和4年3月14日（月）までに説明を求めた者に対し理由説明書を送付する。

6 特定結果の公表

受託候補者と契約を締結したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 業務名
- (2) 業務内容及び業務期間
- (3) 受託者の名称及び所在地

第9 契約に関する基本事項

1 契約の締結

契約に当たっては、本市と受託候補者が当該業務について業務提案書の内容を基本として協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者と協議が整わない場合は、次点提案者を新たな受託候補者として協議を行うことがある。

2 契約保証金

蒲郡市契約規則（昭和39年蒲郡市規則11号）第26条の規定による。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

毎月支払いとする。

契約金額の総額を60ヶ月で均等に支払います。均等割計算によって生じた1万円未満の金額については、第1回目の支払に加えるものとする。なお、受託者は、円滑に受託業務を行うことができるように自らの責任において、既存業務の引継ぎ及び本業務の準備期間を設けるものとする。準備期間における必要な経費については、受託者が負担するものとする。

第10 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加表明、書類作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提出者の負担とする。

第11 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期限又は期日
参加表明に関する質問書の提出期限	令和3年12月10日（金）午後5時
参加表明書等の提出期限	令和3年12月17日（金）午後5時
参加資格要件確認結果通知及び提案書提出要請	令和3年12月24日（金）
提案書等の作成に伴う質問書の提出期限	令和4年1月21日（金）午後5時
提案書等の提出期限	令和4年1月31日（月）午後5時
プレゼンテーション	令和4年2月15日（火）
提案書等の審査結果通知	令和4年2月22日（火）
契約締結時期	令和4年4月1日（金）以降
業務開始日	令和5年1月1日（日）

※ 状況により、スケジュールは変更となる場合があります。

参 加 表 明 書

年 月 日

蒲郡市水道事業

蒲 郡 市 長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

下記業務のプロポーザル方式による提案書の募集について、必要書類を添えて、参加の希望を表明します。

なお、本書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 業務名
- 2 蒲郡市での入札参加資格者名簿登録の有無（無の場合は、蒲郡市入札参加資格者名簿に対象業務の登録を行うこと）
- 3 必要書類

【連絡先】 担当者所属・氏名・電話番号

令和 年 月 日

蒲郡市水道事業
蒲 郡 市 長 様
FAX(0533)66-1182
メール suido@city.gamagori.lg.jp
愛知県蒲郡市旭町 17 番 1 号

所在地
商号又は名称
代表者氏名

プロポーザル質問書

私は、蒲郡市水道事業に係る収納等総合業務委託公募型プロポーザルの参加にあたり、下記のとおり質問がありますので、回答をお願いします。

記

番号	仕様書等の ページ数	内容等	質問事項
1			
2			
3			

※質問書の提出は、上記に記載のファックス番号、メールアドレス又は住所宛に送付
又はご持参ください。